

農地法第3条に係る許可申請について

農地法第3条許可申請書

農地の権利(所有権・賃借権・使用貸借権等)を耕作目的で移動する場合に必要です。権利移動とは、農地の売買・贈与・交換・賃貸借・使用貸借等です。

※3条許可後、短期間での権利移動及び転用は認めていません。

以下(1)～(7)に該当する場合は、許可できません。

(1) 効率的な利用ができない場合

権利を取得しようとする者が、権利取得後において耕作に供すべき農地のすべてについて、効率的に耕作すると認められない場合

(2) 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合

(3) 信託の引受けにより権利が取得される場合

(4) 常時従事しない場合

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、その取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

(5) ~~下限面積に達しない場合~~

~~権利取得後において耕作等の事業に供すべき農地の面積が、御前崎市農業委員会で定めた「下限面積」に達しない場合~~

~~下限面積：浜岡地区50a、御前崎地区20a~~

~~※施設園芸農業については、例外規定有り~~

(6) 転貸の場合

所有権以外の権限に基づいて、耕作等の事業を行う者が、その土地を貸付け又は質入れしようとする場合

(7) 地域調和要件に該当する場合

権利取得後において行う耕作等の事業の内容、位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれのある場合

注意事項

市への提出期限は、毎月20日です。(休日の場合は、翌開庁日です。)

【お問合せ先】

御前崎市農業委員会事務局

電話：0537-85-1125

【農地法第3条提出書類一覧】

- ・提出部数：申請書 市…1部＋申請者数（同一世帯は1部に省略可）
添付書類 各1部ずつ

書類の種類	内 容
許 可 申 請 書	市…1部 申請者…申請人の数分（同一世帯は1部に省略可）
↓↓↓下記書類は添付書類↓↓↓	
位置図（1/10000 程度） 及び案内図（1/2000 程度）	申請地が案内できるもの（住宅地図等） 申請地を赤枠で囲むなどわかりやすく表記
公 図	申請地及び隣接地の地番・地目・面積・所有者を記載し、道水路を色塗りしたもの（公図を法務局又は市役所維持管理課に請求） 申請地を赤枠で囲むなどわかりやすく表記
土地登記簿謄本	全部事項証明（3か月以内のもの） ※ 仮登記、抵当権等が設定されている場合は、同意書等を添付 ※ 原本添付（コピー不可）
住 民 票 （右記に該当する場合）	譲受人の住所が市外にある場合 登記簿に記載されている所有者住所が現在と違う場合
耕 作 証 明 書 （譲受人の自作地又は借入地 が市外にある場合に必要）	経営面積等の記載があるものを当該市町の農業委員会に請求
耕作管理計画書	別紙様式
農地取得 チェックシート	別紙様式
耕 作 経 路 図 （市外に住所がある場合）	自宅から申請地までの経路を記入した地図 ※ 市外に住所がある場合に必要
その他参考書類	必要に応じて添付

※申請地が牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川右岸土地改良区等の受益地となっている場合は、該当する改良区に「組合員変更」等の届出をしてください。